


令和6年度企業DX推進人材育成講座事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問・回答一覧

今回更新箇所（塗りつぶし箇所）

最終更新日：令和6年3月1日

番号	質問日	該当箇所	質問内容	回答
1	令和6年2月9日	実施公告 2 応募資格要件	(7) 「過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。」 こちらの要件については、企業に対して行ったDX研修の実績も類似の業務実績の対象になりますでしょうか。公共案件の実績のみが対象でしょうか。	国又は地方公共団体から受注し、完了した業務の実績のみ対象となります。 また、同種又は類似の業務の実績については、業務の内容や規模を基に、総合的に審査を行いますのでご承知おきください。
2	令和6年2月9日	実施公告 2 応募資格要件	本件につきまして、共同入札は可能でしょうか。 本件の目的をよりよく遂行するために、1社での入札申込でなく、関連会社・共同会社で共同体を形成してご提案させていただきたいと考えております。 県内の多くの企業の皆様に参加いただくためには、地元企業が力を発揮しやすく、また、人材育成講座のコンテンツについては、全国で広く実績のある企業の協力を得て実施することで、良質な講座を提供できるものと考えております。	共同体（共同企業体や協力企業等）での参加は受け付けておりません。
3	令和6年2月15日	参加要件具備説明書類総括書	参加要件具備説明書類総括書2項記載の「県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類」とは、「納税証明書_その3の3（法人税および消費税及地方消費税未納）」の提出で足りるでしょうか。都税に関わる「法人事業税・特別税の納税証明書」や「法人住民税の納税証明書」も必要でしょうか。	「納税証明書_その3の3」に加え、長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明書、本店が長野県外にあって長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納の額がないことの証明書の提出もお願いします。
4	令和6年2月19日	参加要件具備説明書類総括書	参加申込書に添付する納税証明書の有効期限はいつまでか。	提出いただく納税証明書は、参加申込書提出期限の3か月以内に発行されたものとします。
5	令和6年2月20日	実施公告 1 業務の概要 (2) 業務の目的	今回県内中小企業が対象ですが、業種、企業規模、経営状況、経営者の考え方も様々であり、DX推進のアプローチも厳密には企業ごとに異なると言えます。今回の研修では汎用的なフレームワークを通して学んでいただこうと考えていますが、一般性と個別性についてどのようにお考えでしょうか？	ご質問いただいたとおり、様々なバックグラウンドの企業・受講者が参加することが想定されますので、基本的には一般性の講座内容を想定しています。 一般性と個別性のバランス等、企画提案の中でご提案いただきたくお願いします。

6	令和6年2月20日	実施公告 1 業務の概要 (3) 業務内容	「企業のDX推進をリードする」「DXを自社のビジネスに落とし込む」とあります。具体的には企業の“業務変革”、“企業の事業創造（新商品や新サービス開発）”のいずれをイメージされていますでしょうか？（両方でしょうか）	仕様書（案）2 目的に記載のとおり、業務効率化や労働生産性の向上を目的としていることから、企業の「業務変革」を主に想定しています。ただし、企業の「事業創造」に関する企画提案を阻むものではありません。
7	令和6年2月19日	仕様書（案） 4 業務内容 (1) 講座の周知・受講者の募集	対象者・受講者の募集に際して長野県様のご協力をいただくことは可能でしょうか。	講座の周知・受講者の募集も委託業務に含まれますので、主として受託者に行っていただきますが、プレスリリースや情報提供等必要に応じて協力する予定です。
8	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (1) 講座の周知・受講者の募集	講座の周知・受講者の募集にあたり、貴県のオウンドメディア（例えば貴県ホームページ、キャリアアップステーションNAGANOなど）や貴県が運用するSNSは活用させていただけるのでしょうか？ 活用可能な場合、想定できるチャンネル（貴県ホームページ、Facebookなど）をご教示いただけますと幸いです。	活用可能です。 活用できるチャンネルは、県公式ホームページ、社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップステーションNAGANO」、X（旧Twitter）を想定しています。
9	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (2) 講座内容 ③フォローアップ講座	「DX推進に関する相談対応、助言」とありますが、これは具体的に何に対する相談対応、助言をイメージされていますでしょうか？ DX推進の考え方（フレームワーク）に対してでしょうか、または受講者の自社でのDX推進そのものに対する相談対応、助言でしょうか？	受講者からDX推進に関する問合せ等がありましたら、DX推進の考え方（フレームワーク）、受講者の自社のDX推進のいずれかにかかわらず、ご対応いただきたいと思います。
10	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (2) 講座内容 ③フォローアップ講座	「DX推進講座からフォローアップ講座までの期間中、受講者向けの支援として、次のものを実施すること」とあるが、ここで挙げられている情報提供等の内容は、受託者から受講者に対して、直接メール等で情報提供をおこなう、という理解で宜しいのでしょうか？ また、これらの情報提供は受託者が能動的に行うものでしょうか、それとも問い合わせ等があった都度対応すべきものでしょうか。なお、前者の場合、その頻度等の指定はございますか。	情報提供については、受託者から受講者に対し、能動的に、直接メール等を行うことを想定しております。 DX推進に関する相談対応・助言については、受講者から問合せ等がありましたらご対応いただくことを想定しています。 頻度等の指定はございません。

11	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 （3）講座の実施・運営 ①開催回数	<p>「DX推進講座4回（1日7時間程度×2日間×4回） フォローアップ講座2回（1日7時間程度×1日×2回）」とありますが、2日間を1回とカウントするのでしょうか？ 各1日間を1回とカウントするのでしょうか？ 下図パターンA/Bのいずれでしょうか？</p> 	パターンAに該当します。
12	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 （3）講座の実施・運営 ①開催回数	DX推進講座の「基礎」「演習」（いずれも7時間程度）の2日間を「1回」分として、これを合計4回実施する（=DX推進講座実施日数としては合計8日間）という理解で宜しいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
13	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 （3）講座の実施・運営 ①開催回数	DX推進講座4回、フォローアップ講座2回は、いずれも同一の内容（例えばDX推進講座においては、1回～4回まで各回は同一の内容）ということでも宜しいのでしょうか？	各回同一の内容で構いません。
14	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 （3）講座の実施・運営 ⑤受講者数	「25人以上」「20人以上」などとありますが、講師の人数や学びの効果を考慮いたしますとある程度上限が必要かと思えます。受講者の受け入れ数に貴庁の考えはございますでしょうか？	受講者数は、DX推進講座延べ100名、フォローアップ講座延べ40名を目標としています。各講座の受講者数の上限については、企画提案の中でご提案いただきたくお願いします。

15	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (5) ダイジェスト動画の制作・掲載	「ダイジェスト動画（約30分程度）」「各講座1本ずつ」とありますが、これは、基礎講座30分1本、演習講座30分1本、フォローアップ講座30分1本の理解で間違いはないでしょうか？	基本的にはお見込みのとおりですが、ご提案をもとに時間や本数は受託者様と協議し、決定させていただき予定です。
16	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (5) ダイジェスト動画の制作・掲載	制作する本数はDX推進講座の「基礎」で1本、「演習」で1本、フォローアップ講座で1本の計3本制作するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、ご提案をもとに時間や本数は受託者様と協議し、決定させていただき予定です。
17	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (5) ダイジェスト動画の制作・掲載	ダイジェスト動画は、納品の具体的な日時の目安がございましたらご教示ください（例えば、研修実施後〇〇日以内や、令和6年〇〇月頃、など）。	特段目安は定めていません。 スケジュールについて企画提案の中でご提案いただきたくお願いします。
18	令和6年2月20日	仕様書（案） 4 業務内容 (5) ダイジェスト動画の制作・掲載	動画ファイルを貴庁に納品して完了との理解で間違いはないでしょうか？ (受託者はプラットフォームを用意し動画掲載するまでは対応不要。)	お見込みのとおりです。 動画掲載は、当課で運営する社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップステーションNAGANO」(https://www.cus-nagano.jp/)において掲載を行う予定です。
19	令和6年2月19日	仕様書（案） 7 業務実施上の留意事項	受託業務を一括して第三者に委託することができないとの記載がございますが、一部を外部パートナーに委託するのはそちらに該当するか否かを確認させていただきます。	「ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができる。」と記載があるとおり、事前に委託者と協議の上、承諾を受けた場合は、業務の一部を再委託することは可能です。
20	令和6年2月20日	仕様書（案） 7 業務実施上の留意事項	「新規作成物については、委託者に帰属すること」「加工及び二次利用できること」とありますが、新規作成物とは何を指しますでしょうか？ (講座で使う教材（テキスト）、ダイジェスト動画、完了報告書（アンケート含む）かとは思いますが、ほかに想定されているものはございますでしょうか？)	委託期間中に新規に作成した作成物、成果物等を指します。 具体的には、実施計画書、チラシ・リーフレット等の広報資料、アンケート、本事業用に作成した教材や資料、ダイジェスト動画、業務委託完了報告書（付随する書類）を想定しています。 (既製の、または受託者様独自のプログラム・教材等を使用する場合はこれに該当しません。)